

■ 運転免許自主返納(全ての免許種別を返納)の手続案内

令和2年6月現在

- 申請取消しは高齢等の理由で有効期限のある免許証を返納又は一部取消をする手続です。
(有効期限のある免許証とは、新型コロナウイルス感染症対策として延長措置をとられた場合も含まれます。)
- 申請取消し手続後は、免許は取り消され、運転されると無免許運転になります。
- 申請取消しを行った免許をもう一度取得するためには、新たに免許試験を受験する必要があります。

受付場所	運転免許センター		警察署、分庁舎
受付曜日	月～金曜日	日曜日	月～金曜日
	土曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません。		土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません。
受付時間	午前9:30～11:30 午後2:00～ 4:00	午前10:30～11:30 午後 2:00～ 3:00	午前8:30～12:00 午後1:00～ 4:00
本人が申請する場合に必要なもの	○運転免許証 運転免許証を紛失等されている方は、印鑑、身分証明書(住民票、健康保険証、パスポート等)が必要です。		
代理人の要件	返納の意思がありながら諸事情により窓口に出向くことが困難な方は、代理人による申請(自主返納)ができます。 ○本人の親族(3親等内の親族又は同居の親族)等 ○施設等の職員(本人が入院又は介護施設等に入所している場合)		
代理人が申請する場合に必要なもの	○委任状兼承諾書及び誓約書(別添のとおり) (委任状兼承諾書の記載が困難な場合は、代理人以外の家族等を代書者とするのが可能です。その場合本人の意思を電話等により確認させていただきます。また、代書者の本人確認書類も必要です。 詳しくは記載例をご確認ください) ○代理人が親族である場合は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなどのうちいずれか一つ) ○代理人が施設等の職員である場合は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなどのうちいずれか一つ)及び施設等の職員であることを証明する書類、並びに申請者が施設等の入所により直接申請することが困難なことを証明する書類 ○申請者の運転免許証(免許証を紛失等されている方は、代理人申請はできません) ★代理人による手続が、申請者の意思によらない手続であった場合は、法律等により罰せられることがあります。		
その他	○免許証住所が他府県の方は奈良県に転入手続後の申請になります。 ○申請されても、審査の結果受理できない場合があります。 ○全ての免許を自主返納された方は、『運転経歴証明書』の交付の申請ができます。		



■ 運転免許自主返納(一部の免許種別を返納)の手続案内

受付場所	運転免許センター		警察署、分庁舎
受付曜日	月～金曜日 土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません。		
受付時間	午前9:30～11:30 午後2:00～ 4:00		午前8:30～12:00 午後1:00～ 4:00
本人が申請する場合に必要なもの	○運転免許証 ○申請用写真1枚(※免許センターは写真は不要です。) 縦3cm、横2.4cm、6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子(つばのないもの)・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。事前にご相談ください。 ※手数料は原則は不要ですが、現在お持ちでない下位免許を希望される方は免許証交付手数料が必要になります。 また、免許証を紛失等されている方は再交付手続を行ってから、再交付後の免許証での申請となります。 (再交付手数料がかかります。)		
交付	即日交付(約2時間) 再交付と同時の場合は再交付の受付時間にお越しください。		後日交付(約2週間) ※代理受領(委任状・代理人の身分証明が必要)可
その他	○代理人による申請はできません。 ○一部の免許を取消し、他の免許は継続して所持する場合は可(例:大型・普通→普通) ○上位免許を残したまま、下位免許のみの一部取消しは不可(例:大型・普通→大型)		

お問い合わせ先 奈良県警察本部交通部運転免許課

〒634-0007 奈良県橿原市葛本町120-3

TEL 0744-22-5541 FAX 0744-22-5685